

行政手続法第6条の規定による中部近畿産業保安監督部長の処分に係る標準処理期間

H24.9.19

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
鉱山保安法第44条第1項に基づく緊急時における他人の土地使用の許可	1日	3日
鉱山保安法施行規則附則第5条に基づく保安管理者に係る経過措置の適用の承認	15日	1月
鉱山保安法施行規則附則第6条第2項に基づく作業監督者に係る適用の承認	15日	1月